

ごあいさつ及び冒頭基調報告
～韓国・台湾補償請求事件の経過と到達点～

弁護士 国宗直子

1 ごあいさつ

本日、このシンポジウムのためにお集まりくださいました皆様、ありがとうございます。韓国からも9人の弁護士が参加しております。韓国・台湾のハンセン病療養所の問題に取り組み始めて14年が経過しました。今日ここでこういう形で皆様にご報告できることを、光栄に思います。これまで支えてくださった皆様に心より感謝いたします。

今日は、全国の入所者、退所者の皆様、家族、支援の皆様が参加してくださっています。国会議員の皆様にも本当にお世話になりました。また、私たちは裁判等を通じて国と対峙してたたかってきたわけですが、実は支給決定の手続きの過程では、厚生労働省の担当の方もこの問題の解決のためには大変な努力をしてくださりました。今日この席に、ご尽力いただいた厚労省の方にも参加いただいています。皆様、本当にお世話になりました。

2 経過

それでは、私から、本日のテーマの補償請求事件がどのようなものであったのかという経過と到達点について簡単にお話しておきたいと思います。

まず、私たちがなぜこの問題に取り組むことになったかについてお話しします。2001年5月に熊本のハンセン病訴訟に勝訴した頃から、韓国のハンセン病問題を研究してこられていた滝尾英二さんから、私たちは厳しい指摘を受けました。日本は韓国でも隔離政策を行ってきて、それを不問にして日本でのハンセン病問題がこの判決で解決すると思うのは自国民中心主義だと言われました。当時私たちは、韓国の強制隔離の事実について何も知らない状況でした。私たちは滝尾さんに導かれて、ソロクトに出かけていくことになったのです。

この写真は、先日亡くなれた玉城シゲさんがお持ちだったものをいただいてきました。2006年1月の写真です。滝尾さんは、2012年2月11日に亡くなられたそうです。私たちを導いてくださった滝尾さんのご冥福をお祈りします。

1) 2003年のソロクト訪問

弁護団としての取組みは2003年8月のソロクト訪問で始まりました。

ソロクトでのボランティア活動を行っていたチャムギルという団体が開催し

たシンポジウムで徳田弁護士が発言の機会をいただきました。この時、徳田弁護士は、戦前ソロクトに収容された人については、日本のハンセン病補償法による補償請求を行ってはどうかという提案をしました。ソロクトへ戦前に強制隔離された皆さんがすでに高齢になられていることを考えると、早期解決が困難だと考えられる国賠訴訟ではなく、行政手続き、それが通らなければ行政訴訟をと考えての提案でした。

日本のハンセン病補償法は、熊本判決後すぐに制定された法律で、日本のすべての隔離被害者に対する補償を決めていました。ならば、日本がつくった療養所であるソクロト更生園も、日本の国立療養所であったのであり、ここに強制隔離された人も補償対象となるべきだと考えました。

私たちのこの提案をソロクトの皆さんは受け入れてくださいました。

そうして、この年の12月、最初の補償請求が実現しました。その後、ソロクトから引き続き、補償請求を行い、その数は117人にのぼりました。

翌年の6月に私たちは台湾楽生院も訪問しました。8月23日には台湾からも25人が補償請求しました。

韓国弁護団のみなさんと知り合ったのもこの時期でした。韓国ではこの問題を重要な問題と考え、共に取り組んでいただくことになりました。

しかし、残念ながら、厚労大臣は明文の規定がないことから、これらの補償請求を棄却しました。ソロクトについては8月16日に、台湾については10月22日に補償を支給しないとの決定が出されました。

そこで行政訴訟を起こすことになりました。

2) 訴訟

2004年8月23日に提訴した行政訴訟の大きな争点は、ソロクト更生園は国立療養所あるいはそれに準ずべきものであったか否かということでした。私たちは、ソロクト更生園を国立療養所と見るべきだとする論理の中に、もしそのように解釈しないとすると平等原則に反するという主張もしていました。平等原則に反すると言うためには、ソロクトの被害者も、日本の隔離被害者と同様に、あるいはもっと苛酷な隔離被害を受けていたことを立証しなければならないと考えました。そのためには、療養所での過酷な経験についての聞き取りが何よりも大事だと思いました。この考え方は、遅れて12月27日に提訴した台湾についても同じでした。

私たちは韓国語がわかりません。この聞き取りに大いに力を発揮していただ

いたのは、当然のことながら韓国弁護団でした。日本の弁護士と韓国の弁護士がペアになり、原告の聴き取りを行いました。これらの聴き取り成果は、陳述書として法廷に提出されたほか、弁論の際の原告の意見陳述や原告本人尋問に如何なく発揮されました。原告本人尋問で法廷に立った、チャン・ギジン・ハラボジやイ・ヘンシム・ハルモニの証言は、法廷を圧倒しました。

この裁判には、毎回、全国から、入所者・退所者・家族・支援の皆さんが大勢法廷に押しかけてくれました。どんなにありがたく、力強かったことでしょう。

ソロクトの裁判は7月19日に結審となりました。結審弁論では、迫田学弁護士が、韓国弁護団団長の朴永立弁護士の裁判所に宛てた書面を読み上げ、この裁判が日韓弁護団の協働の作業で進められたことを明らかにしました。判決期日は10月25日午前10時に指定されました。

台湾の裁判はこれより少し遅れて8月29日に結審し、判決は同じく10月25日、時間は午前10時30分と指定されました。

3) 判決

皆さん、判決の日を覚えていらっしゃいますか。

2005年10月25日午前10時、ソロクトの敗訴判決に茫然としました。ソロクトの判決は、形式的な言葉の解釈だけに終始して、その結果が不平等を招くことなど全く意に介していませんでした。

10時30分、台湾樂生院については勝訴でした。これを認めなければ平等原則に反すると判断していました。ソロクト判決の不当性が際立ちました。台湾で勝っていても、歓喜がわき起こらない。私は、韓国から来られていた原告の前で顔が上げられませんでした。

4) 法律改正へ

即私たちの次のたたかいが始まりました。

ソロクトについてはすぐに控訴し、樂生院については控訴するなど、控訴期限ぎりぎりまで厚労省前でアピール活動を続けました。全国からもメールやFAXが厚生労働大臣に大量に届けられました。ソウルでは、差別的な判決に対する1000人規模の抗議行動が行われました。私はこの集会の様子をインターネットで見ました。後遺症の残る体で街頭に出てデモや集会に参加する韓国のハンセン人の皆さんの姿に、強く突き動かされました。

控訴期限の日、厚生労働大臣は、樂生院については控訴するということと同

時に、この問題について、「訴訟について控訴することとは別に、国外の療養所の元入所者に対する適正な補償のあり方について、速やかに検討することとしたい」と表明しました。これは新しい立法をほのめかしていました。新しい立法で補償金を切り下げようという目論見があったと思われます。舞台は国会へ移りました。

私たちは、切り下げは許さない、補償は国内と同等でなければならないと運動を続けました。この時は、国会議員の皆さんには本当にお世話になりました。日本での、そして韓国での声に押されて、国会では、ハンセン病補償法を改正する方向で議論され、議員立法で、ハンセン病補償法の改正が実現されました。新しい改正法は2006年2月3日に成立しました。結局私たちが裁判で求めたことが全面的に認められたのでした。これはまさに、日本で、韓国で、心をついにたたかっていたことの大きな成果でした。

3) 改正法のもとでの補償請求への取り組み

しかし、実はここからが大変でした。改正法の成立後、台湾楽生院の25人の請求者全員については、直ちに補償決定がなされました。しかし、ソロクトの前には大きな壁が立ちはだかっていました。台湾楽生院には戦前からの入所者名簿が保存されており、そこに名前があれば、戦前台湾楽生院に収容されたことが簡単に証明されました。ところがソロクトには名簿がない。解放の時、日本がソロクトを撤退する際に焼却したのかもしれませんが。あるいは、朝鮮戦争の混乱で失われたのかもしれませんが。私たちは別の立証方法を考えなければなりませんでした。韓国からの請求は、ソロクトにおられたみなさんだけでなく、定着村からの請求も相次いでいました。最終的には定着村からの請求は471人となりました。合わせて595人分の立証が必要でした。

当時から本人が持っている物や写真、ソロクトの小学校の記録、教会の記録、カルテ、ハンセン病管理カード、そして本人や家族・友人からの詳細な聞き取り、新たな診察と診断からの病歴の確定、ありとあらゆるものを駆使し、知恵を出し合い、この立証をやり抜きました。これらの立証方法の展開については、鮎京真知子弁護士と、水口真寿美弁護士の融通無碍な厚労省との交渉が大きな力になりました。お二人の尽力に感謝いたします。もちろん、韓国全土にわたっての資料の収集、作成、韓国政府の協力確保等、これらの作業は韓国弁護団の献身的な活動なくしてはあり得ないものでした。

立証の済んだ人から順次補償決定が出されていきました。

しかし、本当に長くかかってしまいました。この間多くの請求者が亡くなりました。生きていらっしゃるうちという思いを叶えられなかったことを、本当に申し訳なく思っています。ここに深くお詫びいたします。

こうして、2009年2月9日、ソロクトからの請求者全員が支給決定を受け終えました。そして2016年5月12日、定着村からの請求について、5人の取下げを余儀なくはされましたが、残り466人の補償決定をようやく受け終えました。韓国からの請求者に対する支給決定は合計で590人となりました。実はこの補償金の支払いについては、最後までひやひやしていたのですが、今月最後のお一人の支払いが完了したことを確認しました。

3 最後に

これらの成果は、皆様のご支援なくしてはあり得ませんでした。

本当にありがとうございました。

感謝の気持ちを胸に、私の報告を終わります。